

『空き家対策、譲渡後も対象に 国交省が税制改正要望』

国土交通省は31年度税制改正要望の中で、31年末で適用期限が切れる空き家に係る譲渡所得の3000万円特別控除の特例の4年延長に加えて、被相続人が老人ホーム等に入居していた場合と、譲渡後に家屋の除却または耐震リフォームを行った場合も対象に加えるよう求めた。

同特例は28年度の税制改正で創設された。対象となる家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたもので、譲渡価額は1億円以下でなくてはならない。また被相続人が単身で相続開始直前まで居住していること、相続人(売主)が譲渡前に家屋を取壊しまたは耐震リフォームをすることが要件となっているが、実際には被相続人は相続開始直前には老人ホーム等に入居しているケースが多く、また取引実体上、売主が譲渡前に取壊しまたはリフォームをするよりも、買主が譲渡後に行うことが多いとされる。



同特例のこれまでの適用件数は明らかになっていないが、適用に必要な被相続人居住用家屋等確認書の交付件数は28年度の4477件から29年度は6983件と増加しており、使い勝手が向上すればさらに利用が伸びる可能性もある。国交省では制度を実態に見合ったものに改め、相続由来の空き家の発生抑制を図る考え。

『医療に係る消費税抜本改革要望 厚労省はじめ病院団体等も提言』

厚生労働省は31年度税制改正要望の中で、医療に係る消費税問題の抜本的な解決を要望した。社会保険診療については消費税は非課税扱いで、消費税導入時や5%への引上げ時には、医療機関等の仕入れに係る消費税負担に対し診療報酬改定で対応した。8%への引上げ以降は、厚労省の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、診療報酬の中で、基本診察料等に上乘せすることで対応してきた。しかし今年7月の分科会では、8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費増税分(3%)に関して医療機関種別ごとに補てん状況に相当程度のばらつきが見られることが確認され、10%への引上げ時には同じ対応では限界があるとして、個別の医療機関等の補てんの過不足に対し新たな措置を講じるよう要望した。

三師会と四病院団体協議会も、先に公表した「控除対象外消費税問題解消のための新たな税制上の仕組みについての提言」で、この問題は医療機関等の経営上極めて大きな負担であるとし、診療報酬への補てんを維持したうえで、個別の医療機関等ごとに診療報酬本体に含まれる消費税補てん相当額と、医療機関等が負担した控除対象外仕入れ税額を比較し、過不足がある場合は申告により対応するよう求めている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com